

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるとは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)

鳥取県福祉人材センターの指定(社会課)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(保険課)

土地改良事業の工事の完了(農村整備課)

県営土地改良事業の工事の完了(〃)

国土調査法による事業計画の決定(〃)

保安林の指定の解除予定(三件)(森林保全課)

保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度(〃)

県道の区域の変更(道路課)

県道の供用の開始(〃)

開発行為に関する工事の完了(四件)(都市計画課)

◇ 公 告 示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 公 告

技能検定(基礎二級)の実施(労政・能力開発課)

告 示

鳥取県告示第四百九十二号

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第三百三十九条の三第二項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成五年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
有限会社林原石油	林原 隆英	西伯郡大山町末吉四三 一一二	平成五年四月三十日

鳥取県告示第四百九十二号

社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十条の六第一項の規定に基づき、平成五年四月一日付けで鳥取県福祉人材センターの指定をしたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成五年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 鳥取県福祉人材センターの名称
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

二 鳥取県福祉人材センターの住所

鳥取市扇町二一

三 鳥取県福祉人材センターの事務所の所在地

鳥取市扇町二一

鳥取県告示第四百九十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第三項の規定に基づき、療養取扱機関の申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
植田歯科医院	三 八頭郡郡家町大字郡家二九一	平成五年五月六日
森医院	一 八頭郡河原町大字曳田一一七	平成五年五月十七日

安梅医院	東伯郡関金町大字大鳥居二一	平成五年五月二十八日
平福薬局トピア店	一 東伯郡東伯町大字徳万五五八	平成五年五月十七日

鳥取県告示第四百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
三朝町	土地改良総合整備事業（一般）久原地区 区画整理	平成四年十一月三十日

鳥取県告示第四百九十五号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成五年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称

工事完了年月日

県営ほ場整備事業岩井地区区画整理

平成五年二月十九日

鳥取県告示第四百九十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成五年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成五年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査面積 (平方キロメートル)
鳥取市	鳥取市称宜谷、香取、紙子谷、広岡、船木及び海蔵寺の各一部	平成六年三月三十一日まで	一・五〇
福部村	岩美郡福部村大字海士、大字高江、大字箭溪、大字細川及び大字栗谷の各一部	"	二・二二
八東町	八頭郡八東町大字岩淵、大字東、大字原及び大字徳丸の各一部	"	四・八三
船岡町	八頭郡船岡町大字破岩及び大字船岡の各一部	"	〇・六三

郡家町	八頭郡家町大字大門、大字花及び大字殿の各一部	"	〇・四九
智頭町	八頭郡智頭町大字波多の一部	"	三・五三
北条町	東伯郡北条町大字弓原、大字田井及び大字国坂の各一部	"	二・九二
大栄町	東伯郡大栄町大字西高尾及び大字東高尾の各一部	"	四・二二
関金町	東伯郡関金町大字関金宿の一部	"	一・〇五
東伯町	東伯郡東伯町大字中尾、大字槻下、大字金屋、大字杉下及び大字森藤の各一部	"	三・八八
赤碓町	東伯郡赤碓町大字笹津及び大字八幡の各一部	"	〇・九三
淀江町	西伯郡淀江町大字福岡及び大字稻吉の各一部	"	〇・五五
西伯町	西伯郡西伯町大字清水川及び大字阿賀の各一部	"	二・七六
岸本町	西伯郡岸本町大字丸山の一部	"	一・七九

鳥取県告示第四百九十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字桑原字大瀧九二二の八・字サガリカヤ西平九二三の二から九二三の六まで・字サガリカヤ九二七の四・九二七の六・九二七の九（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百九十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字澄水字小瀧六七四の八・六七四の九・字大谷口東平六八三の一・六八三の二・字大谷東平六八六の七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百九十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字松神字灘際二二八一の四、二二八二の二
保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべし皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成五年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所	皆伐面積の限度 (ヘクタール)	単位区域名
水源かん養保安林	八頭郡 河原町・郡家町	三三六〇・七一	八頭地区
土砂流出防備保安林	八頭郡 河原町	七七・二八	東部地区
保健保安林	鳥取市 若桜町	一四・五一	若桜
土砂流出防備保安林	八頭郡 智頭町	一〇・六七	智頭
干害防備保安林	八頭郡 船岡町	二・〇〇	船岡
干害防備保安林	八頭郡 用瀬町	一四・七六	用瀬
干害防備保安林	八頭郡 八東町	四・八八	八東
干害防備保安林	八頭郡 佐治村	一・四〇	佐治
干害防備保安林	八頭郡 船岡町	〇・四〇	喜才谷山
干害防備保安林	八頭郡 船岡町	〇・四四	明見谷東平
干害防備保安林	八頭郡 船岡町	〇・九六	池ノ内下平
干害防備保安林	八頭郡 船岡町	一・五六	赤波
水源かん養保安林	鳥取市 用瀬町	二・四一・四五	鳥取地区
土砂流出防備保安林	八頭郡 河原町・郡家町	一一・一〇	河原
土砂流出防備保安林	八頭郡 河原町	一三・六四	郡家
土砂流出防備保安林	八頭郡 河原町	一〇四・三七	岩美
土砂流出防備保安林	八頭郡 河原町	一〇四・三七	岩美
土砂流出防備保安林	八頭郡 河原町	六・〇六	国府
土砂流出防備保安林	八頭郡 河原町	〇・三〇	福部
土砂流出防備保安林	八頭郡 河原町	六三・一二	鳥取
土砂流出防備保安林	八頭郡 河原町	一・三〇	気高

保 健 保 安 林	水 源 か ん 養 保 安 林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	保 健 保 安 林	水 源 か ん 養 保 安 林	"	"	林 干 害 防 備 保 安	"	"
日 野 郡	米 子 市	西 伯 郡	西 伯 郡	日 野 郡	東 伯 郡	"	"	"	"	"	"	東 伯 郡	倉 吉 市	倉 吉 市	倉 吉 市	東 伯 郡	倉 吉 市	東 伯 郡	倉 吉 市	倉 吉 市
日 野 郡	米 子 市	西 伯 郡	西 伯 郡	日 野 郡	東 伯 郡	"	"	"	"	"	"	東 伯 郡	倉 吉 市	倉 吉 市	倉 吉 市	東 伯 郡	倉 吉 市	東 伯 郡	倉 吉 市	倉 吉 市
日 野 郡	米 子 市	西 伯 郡	西 伯 郡	日 野 郡	東 伯 郡	"	"	"	"	"	"	東 伯 郡	倉 吉 市	倉 吉 市	倉 吉 市	東 伯 郡	倉 吉 市	東 伯 郡	倉 吉 市	倉 吉 市
日 野 郡	米 子 市	西 伯 郡	西 伯 郡	日 野 郡	東 伯 郡	"	"	"	"	"	"	東 伯 郡	倉 吉 市	倉 吉 市	倉 吉 市	東 伯 郡	倉 吉 市	東 伯 郡	倉 吉 市	倉 吉 市
日 野 郡	米 子 市	西 伯 郡	西 伯 郡	日 野 郡	東 伯 郡	"	"	"	"	"	"	東 伯 郡	倉 吉 市	倉 吉 市	倉 吉 市	東 伯 郡	倉 吉 市	東 伯 郡	倉 吉 市	倉 吉 市
日 野 郡	米 子 市	西 伯 郡	西 伯 郡	日 野 郡	東 伯 郡	"	"	"	"	"	"	東 伯 郡	倉 吉 市	倉 吉 市	倉 吉 市	東 伯 郡	倉 吉 市	東 伯 郡	倉 吉 市	倉 吉 市
日 野 郡	米 子 市	西 伯 郡	西 伯 郡	日 野 郡	東 伯 郡	"	"	"	"	"	"	東 伯 郡	倉 吉 市	倉 吉 市	倉 吉 市	東 伯 郡	倉 吉 市	東 伯 郡	倉 吉 市	倉 吉 市

六・〇三	七三〇・一八	〇・七三	〇・六八	〇・一〇	一・四八	〇・六八	一・八二	〇・三〇	一・二二	五八・〇六	一六・八八	五〇・〇二	〇・〇九	四四・九六	三一・四九	三四・六四	一・二二	一・三・三八	四・一六	四・七五	八四・九〇
西部地区	米子地区	杉地	金屋	槻下	大谷	大原	栗尾	志津	赤碓	東伯	関金	三朝	北条	東郷	倉吉	中部地区	水谷	高路	長谷	青谷	鹿野

土砂流出防備保安林	土砂流出防備保安林	水 源 か ん 養 保 安 林	"	"	"	"	"	"	"	林 干 害 防 備 保 安	"	"	"	"	"	"	"	"	"	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	
西伯郡	西伯郡	日野郡	日野郡	日野郡	日野郡	西伯郡	西伯郡	西伯郡	西伯郡	西伯郡	西伯郡	日野郡	米子市	日野郡	溝口町	淀江町	中山町	西伯郡	岸本町	会見町	大山町
大山町	会見町	日野町	日野町	日野町	日野町	西伯町	西伯町	西伯町	西伯町	西伯町	西伯町	日野町	米子市	日野郡	溝口町	淀江町	中山町	西伯郡	岸本町	会見町	大山町
大山町	会見町	日野町	日野町	日野町	日野町	西伯町	西伯町	西伯町	西伯町	西伯町	西伯町	日野町	米子市	日野郡	溝口町	淀江町	中山町	西伯郡	岸本町	会見町	大山町
大山町	会見町	日野町	日野町	日野町	日野町	西伯町	西伯町	西伯町	西伯町	西伯町	西伯町	日野町	米子市	日野郡	溝口町	淀江町	中山町	西伯郡	岸本町	会見町	大山町
大山町	会見町	日野町	日野町	日野町	日野町	西伯町	西伯町	西伯町	西伯町	西伯町	西伯町	日野町	米子市	日野郡	溝口町	淀江町	中山町	西伯郡	岸本町	会見町	大山町

鳥取県告示第五百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成五年六月一日から二週間鳥取県土木部道路課にお
いて一般の縦覧に供する。

平成五年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名 鳥取国府岩 美線	区 間 鳥取市吉方温泉四丁目六六〇 地先から同市立川町六丁目三 五四―一地先まで	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)長
		変更前	六・七〇	一、〇六九	
		変更後	一四・二〇	一、〇七九	
		変更前	一六・〇〇	五九・〇	
秋里宮下線	鳥取市天神町四七一―地先か ら同市天神町三三三―地先まで	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)長
		変更前	二六・〇〇	五九・〇	
		変更後	二二・一〇	五八・〇	
		変更前	二二・一〇	五八・〇	

鳥取県告示第五百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成五年六月一日から二週間鳥取県土木部道路課にお
いて一般の縦覧に供する。

平成五年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名 鳥取国府岩 美線	区 間 鳥取市吉方温泉四丁目六六〇地先から同 市立川町六丁目三五四―一―地先まで	供用開始の期日 平成五年六月一日
秋里宮下線	鳥取市天神町四七一―地先から同市天神 町三三三―地先まで	

鳥取県告示第五百三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第九号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年六月十九日 鳥取県指令受都計三一―第一号

二 工区（第三工区）に含まれる地域の名称

鳥取市大字大覚寺字隈ノ内、字雲山田、字田中前、字穴田、字七反口、
字稲荷廻り、字前田及び字井古田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市大覚寺一七〇―五八

吉田興産株式会社

代表取締役 吉田 勇

鳥取県告示第五百四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年五月七日 鳥取県指令受都計三一―二第二十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市古豊千字砂田ノ西

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市古豊千七六三

高本寿彦

鳥取県告示第五百五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定に

より告示する。

平成五年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年六月十九日 鳥取県指令受鳥土維第百五十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

気高郡青谷町大字吉川字内前田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

気高郡青谷町大字青谷四〇三九―四

有限会社米村木工

代表取締役 米村義太郎

鳥取県告示第五百六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年五月十八日 鳥取県指令受米土維第十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字今津字岸ノ上

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市岩吉字東金田一七五―四

鳥取県生活協同組合

組合長 真島一男

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めため、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年六月一日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ラーメン道場	株式会社ソフイア
"	ジャジャ馬キック	"
"	竜陣旋風P-2	"
"	CRシューシューベルト	"
"	ライナーキックSP	株式会社三共
回胴式遊技機	VEGAS GIRL	INTERNATIONAL GAME TECHNOLOGY

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成5年度技能検定（基礎2級）を次のとおり実施する。

平成5年6月1日

鳥取県知事 西 尾 田 次

1 実施する検定職種

鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、建築板金、電気めつき、仕

取 扱 費

<p>上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、配管、型枠施工、鉄筋施工及び塗装</p> <p>2 実施等級等</p> <p>この技能検定は、上記の検定職種について基礎2級で実施する。</p> <p>3 検定の方法</p> <p>この技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。</p> <p>4 試験の実施期日及び実施場所等</p> <p>(1) 実技試験</p> <p>ア 実施期日 別途鳥取県職業能力開発協会が指定する日</p> <p>イ 実施場所 別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所</p> <p>ウ 実技試験問題の公表 実技試験問題は、あらかじめ受検申請者あて送付する。</p> <p>(2) 学科試験</p> <p>ア 実施期日 別途鳥取県職業能力開発協会が指定する日</p> <p>イ 実施場所 別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所</p> <p>5 受検申請の手続</p> <p>(1) 提出書類 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）</p> <p>(2) 提出先 鳥取市富安二丁目159 久本ビル 5階</p>	<p>鳥取県職業能力開発協会</p> <p>(3) 受付期間 随時受け付ける。</p> <p>(4) 受検申請に関する注意</p> <p>ア 申請書の用紙は、鳥取県職業能力開発協会で作成する。 なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、62円切手をはったもの）を同封して行うこと。</p> <p>イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。</p> <p>6 受検手数料等</p> <p>(1) 受検手数料</p> <p>ア 実技試験の受検手数料</p>																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検定職種</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鑄造</td> <td>13,800円</td> </tr> <tr> <td>鍛造</td> <td>13,800円</td> </tr> <tr> <td>機械加工</td> <td>13,800円</td> </tr> <tr> <td>金属プレス加工</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>建築板金</td> <td>13,800円</td> </tr> <tr> <td>電気めつき</td> <td>13,800円</td> </tr> <tr> <td>仕上</td> <td>13,800円</td> </tr> <tr> <td>機械検査</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>電子機器組立て</td> <td>13,800円</td> </tr> <tr> <td>電気機器組立て</td> <td>13,800円</td> </tr> </tbody> </table>	検定職種	手数料	鑄造	13,800円	鍛造	13,800円	機械加工	13,800円	金属プレス加工	12,000円	建築板金	13,800円	電気めつき	13,800円	仕上	13,800円	機械検査	10,000円	電子機器組立て	13,800円	電気機器組立て	13,800円
検定職種	手数料																						
鑄造	13,800円																						
鍛造	13,800円																						
機械加工	13,800円																						
金属プレス加工	12,000円																						
建築板金	13,800円																						
電気めつき	13,800円																						
仕上	13,800円																						
機械検査	10,000円																						
電子機器組立て	13,800円																						
電気機器組立て	13,800円																						

婦人子供服製造	10,000円
紳士服製造	12,000円
プラスチック成形	13,800円
配管	12,000円
型枠施工	13,800円
鉄筋施工	12,000円
塗装	12,000円

1 学科試験の受検手数料
2,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。

7 合格者の発表等

(1) 合否通知
実技試験又は学科試験の合否結果については、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 合格証書の交付

この技能検定の合格者には、鳥取県知事の合格証書が交付される。

8 その他

この技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政・能力開発課（電話0857—26—7222）又は鳥取県職業能力開発協会（電話0857—22—3494）に問い合わせること。